

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 59 ～ H 80（最長 85 年間）
事業実施地区名	九州整備局 昭和 59 年度契約地	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター

事業の概要・目的	当事業は、宮崎県東臼杵郡門川町外 17 市町村の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。 具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・保育間伐など森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。 ・主な事業内容：契約件数 26 件、植栽面積 491ha （平成 16 年度の期中の評価以降に平成 16 年台風の被害により 3ha の改植を実施） ・総事業費： 1,912,551 千円（平成 16 年度の評価時点： 2,119,190 千円）						
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	当事業の費用対効果分析における主な効果は、水源かん養便益であり、植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する効果である。また、山地保全便益については、森林を造成し土砂流出や山腹崩壊等の防止に寄与する効果である。 前回の評価時の植栽面積は 491ha であり、今回の植栽面積は 491ha である。 なお、平成 21 年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総便益（B）</td><td>9,457,173 千円</td></tr> <tr> <td>総費用（C）</td><td>4,311,133 千円</td></tr> <tr> <td>分析結果（B／C）</td><td>2.19</td></tr> </table>	総便益（B）	9,457,173 千円	総費用（C）	4,311,133 千円	分析結果（B／C）	2.19
総便益（B）	9,457,173 千円						
総費用（C）	4,311,133 千円						
分析結果（B／C）	2.19						
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係県における民有林の未立木地面積は、昭和 45 年の 118,490ha から平成 19 年の 76,745ha と減少傾向にあるが、引き続き森林造成が必要である。 また、関係県における私有林の不在村者所有森林面積は、昭和 45 年の 205,408ha から平成 17 年の 321,640ha と増加傾向にあり、林業就業者は、昭和 45 年の 27,855 人から平成 17 年の 7,613 人と減少し、平成 17 年の 65 才以上の割合は 2 割と高齢化も進行している。さらに、林業産出額は、昭和 46 年の 165,275 百万円から平成 17 年の 72,460 百万円、生産林業所得も昭和 46 年の 82,744 百万円から平成 17 年 46,160 百万円と減少している。これらのことから、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
③ 事業の進捗状況	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、植栽面積の 9 % である。 また、適期の保育作業の計画的な実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。						
④ 関連事業の整備状況	事業実施地区の契約面積のうち、77 % が球磨川系瀬戸石ダム、一ツ瀬川水系一ツ瀬ダム等に係る流域（集水区域）内に位置し、14% が簡易水道等の取水施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						

⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	植栽地は周辺の平均的な森林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方（造林地所有者、造林者）は水源かん養等の機能発揮への期待が大きく、引き続き適期の保育作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐等に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとする。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、引き続き事業を継続することが適当と考える。 なお、前回の期中の評価以降に平成 16 年台風の被害により 3ha の改植を実施しているが、その箇所については適切な保育等に努めること。
評価結果及び事業の実施方針	・ 必要性： 地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、水源林造成事業による事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとしていることから、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 適期の保育作業の計画的な実施など、適切な森林整備が行われており、水源かん養などの水土保持機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業

施行箇所：九州整備局 昭和59年度契約地

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	2,931,392	
	流域貯水便益	1,374,435	
	水質浄化便益	1,938,598	
山地保全便益	土砂流出防止便益	2,485,855	
	土砂崩壊防止便益	24,257	
環境保全便益	炭素固定便益	557,357	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益		
	森林整備分	145,279	
総 便 益 (B)		9,457,173	
総 費 用 (C)		4,311,133	
費用便益比	$\frac{B}{C} = \frac{9,457,173}{4,311,133} = 2.19$		